



## 犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業 Q&amp;A

No.	区分	質 問	回 答
1	補助対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他介護保険で認められるもの</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p>
2	補助対象	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>ただし、小児慢性特定疾病医療費受給者の福祉用具の貸与・購入を除き、他制度を利用しない場合については、この限りではありません。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。</p>
3	補助対象	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。</p>
4	補助対象	サービスの提供事業者には指定がありますか。	<p>原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険法に基づく指定を受けた事業者</li> <li>2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でない</li> </ol>

			<p>【同居とは（同居の判断）】</p> <p>①同一家屋であること</p> <p>②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p> <p>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をしていること（※）</p> <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
5	補助対象	健常な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。	健常な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。ただし、本人以外の家族のための家事は対象外です。
6	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性新生物及び上皮内がん</li> <li>・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍</li> <li>・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）</li> <li>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍</li> <li>境界悪性漿液性のう胞腺腫</li> <li>境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍</li> <li>境界悪性乳頭状のう胞腺腫</li> <li>境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫</li> <li>境界悪性粘液性のう胞腫瘍</li> <li>境界悪性明細胞のう胞腫瘍</li> <li>・消化管間質腫瘍</li> </ul>
7	補助額	補助額の端数はどのように扱いますか。	1,000円未満切り捨てとなります。
8	補助額	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
9	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	<p>申請期限は、サービス等利用日（購入日）の翌日から1年以内です。</p>  <p>なお、申請の流れは次のとおりです。</p> <p>①サービスの利用（申請者）</p>

			<p>※Q&amp;A No.1 や No.4 のとおり、利用できるサービス等やサービス提供事業者指定がありますので、利用開始にあたっては、市民健康館へ電話でご確認ください。</p> <p>②サービスの利用料の支払い（申請者）</p> <p>③交付申請（申請者→市）</p> <p>④交付決定の通知（市→申請者）</p> <p>⑤補助金の請求（申請者→市）</p> <p>⑥申請者への支払い（市→申請者）</p>
10	申請	代理申請は可能ですか。	<p>対象者本人が申請することを原則としますが、やむを得ない理由で申請を行うことができない場合は代理申請が可能です（委任状が必要）。</p> <p>対象者が未成年の場合は保護者を申請者としてください（委任状は不要）。</p>
11	申請	医師の意見書に有効期限はありますか。	書類作成日から一年を経過した場合は再度、交付申請時に医師の意見書の提出が必要です。
12	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	本人負担となります。
13	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	<p>申請者（または補助対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、サービス等提供事業者名の記載が必要です。</p> <p>いずれかの記載がない場合は、明細書や納品書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。</p>
14	請求	領収書の氏名が申請者もしくは補助対象者本人ではない場合、どうすればよいですか。	申請者もしくは補助対象者との関係を確認します。補助対象者の同居者でない場合は、補助対象者との関係がわかる書類を添付してください。
15	請求	領収書にサービス利用日や品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要な事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを提出してください。
16	請求	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	<p>原本の確認は必須となりますので、一度原本を提出いただき、確認後に返却します。その際、本事業による補助金を申請済である旨を記載して返却します。返却は交付申請書の受付時のみ可能です。後日返却はできませんので、返却を希望する人は、交付申請書の受付時に必ず申し出てください。</p>
17	請求	交付申請書は毎月提出が必要ですか。	毎月提出することを原則としますが、サービスの利用日や購入日を月単位でまとめることが可能であれば、まとめて提出することもできます。

			<p>なお、請求書の提出は交付申請書提出後に送付する交付決定通知書の年度の末日（3月31日）までに提出が必要です。</p>
18	請求	<p>利用途中に補助対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能ですか。</p>	<p>誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことは可能です。</p> <p>そのため、月単位で支払っているものについても、領収書等で支払いが分けられていれば対象とします。</p> 
19	補助対象	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。</p>	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給対象者（受給者証を所持している人）は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。</p>
20	対象者	<p>末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。</p>	<p>末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。</p>
21	補助対象	<p>入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となりますか。</p>	<p>対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。そのため、入院中に事前に購入される場合は、補助対象とならない場合がありますので、注意してください。</p> <p>なお、申請は退院後にしてください。</p>
22	補助額	<p>福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。</p>	<p>福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。</p>